
今月のテーマ **確定申告をしなければならない人・確定申告ができる人**

いよいよ確定申告のシーズンがやってきます。今回は確定申告をしなければならない人と還付等を受けるために確定申告できる人をまとめました。なお平成25年分の確定申告は平成26年2月16日から3月17日までとなっておりますので、早めに準備して提出しましょう。

1. 確定申告をしなければならない人

(1) 給与所得のある人

- ① 給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与の支払を受けている人で、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
(注) 給与所得の収入金額から、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の人は、申告の必要はありません。
- ④ 同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人
- ⑤ 源泉徴収義務のない者から給与等の支払を受けている人 など

(2) 退職所得のある人

- ① 退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる人
- ② 源泉徴収義務のない者から退職金等の支払を受けている人

(3) (1)(2)以外の人

所得税の額の合計額が配当控除の額を超える人

2. 確定申告ができる人

(1) 損失の繰越をするための確定申告

次に該当する人は、損失の繰越控除を受けるための確定申告書を提出することができます。

- ① その年に生じた純損失の金額がある人
- ② その年に生じた雑損失の金額が総所得金額などの合計額を超える人
- ③ その年の前年以前3年内の各年に生じた純損失の金額・雑損失の金額などの合計額が総所得金額などの合計額を超える人
- ④ 上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた人
- ⑤ 特定株式に係る譲渡損失の金額が生じた人
- ⑥ 先物取引の差金等決済に係る損失が生じた人

(2) 還付を受けるための確定申告

次に該当する人は、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

- ① 申告納税額の計算上引き切れない源泉徴収税額がある人
- ② 予定納税額の合計額が、申告納税額より多い人 など

3. 死亡・出国の場合の確定申告(準確定申告)

(1) 年の中で死亡した場合

年の中で死亡した人の場合は、相続人が、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。

(2) 出国をした場合

納税管理人の届出をしないで出国をする場合には、原則としてその出国の時までに確定申告をしなければなりません。なお、納税管理人の届出をした場合には、その納税管理人が納税者に代わって、原則どおり翌年2月16日から3月15日までに確定申告書を提出することになります。